

第2章 精神障害者に対する職業訓練のポイント

1 関係機関との連携

精神障害者の障害特性や、それに起因する職業上の課題は幅広く個別性も高い。したがって、職業訓練を実施する場合は、自施設のみで対応することは難しく、他の関係機関といかに連携を図るかがポイントとなる。

(1) 地域における精神障害者の就労支援

精神障害には、障害と疾病の2つの側面があり、疾病の状況が変わると障害にも影響を与えることとなる。疾病については、状態が安定していても環境の変化やストレス等により再発や再燃の可能性がある。そのため、就労に向けた支援を行う際には、福祉的な就労や就労支援機関での就職に向けた準備、勤務時間に配慮した企業での就労等、段階的に進める必要のある場合が多く、何れの段階においても医療機関の支援により疾病の状況確認を継続することが重要である。

また、前述したように、精神障害者の障害特性等は多岐に渡るため、個々の状況に応じた医療面や生活面等での支援が必要となるほか、精神障害者の多くは中途障害であり、それまでの生活スタイルをやむなく変更せざるを得ないことから心理面での支援等も必要となる。

そのため、地域における精神障害者の就労に向けた支援については、対象者の了解を得た上で、医療、保健、福祉、就労支援の多数の専門機関が相互に連携しながら支援を行っている。

なお、精神障害者の支援に携わる主な機関の支援内容を(2)に示す。

(2) 精神障害者の支援に携わる機関

イ 医療機関

精神疾患を主な診療対象とする医療機関として、①外来のみの診療を行う診療所(クリニック)、②入院施設を有する精神科病院、③総合病院の一診療科としての精神科がある。①については、街中にあることが多く、気軽に相談等をしやすいという特徴がある。②については、作業を通じて作業能力や社会適応力等の向上を図る作業療法、生活習慣の確立や集団参加による自主性や協調性の向上を図るデイケア等も行われ、医師や看護師、精神保健福祉士、作業療法士等によるチーム支援が行われている。③については、内科や外科といった複数の医療ケアを同時に受けられるという特徴がある。

職業訓練の実施においては、対象者の障害特性や配慮事項等についての情報や助言が得られるため、重要な関係機関となる。また、訓練期間中は訓練状況等について適宜情報提供を行い、主治医等から職業訓練の実施に関する意見や情報提供を受けることにより、支援者は病状や配慮事項等についての理解を深めることができ、適切な支援が可能となる。

ロ 保健所

精神障害者の支援に関して、正しい知識の普及や精神保健福祉相談、社会復帰施設利用の調整等を実施している都道府県、政令指定都市、中核市、特別区等が設置する機関。保健師による健康相談や生活相談等を実施しており、医療機関と連携していることもあり、職業訓練の実施にあたっては、対象者の障害特性や配慮事項の把握等において重要な関係機関となる。

ハ 精神保健福祉センター

精神保健に関する知識の普及や調査・研究、患者との相談、精神障害者保健福祉手帳の交付に係る判定等を実施している都道府県等が設置する機関。職業訓練の実施にあたっては、精神障害者の障害特性に関する基礎知識や支援方法に関する助言等が得られるため重要な関係機関となる。

ニ 障害者自立支援法における障害者福祉サービス事業所

障害者自立支援法に基づいて、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、短期入所、相談支援、地域活動支援といった各種サービスを実施している。これらのサービスを実施する法人等には、社会福祉法人、NPO法人等の他、企業も参入できるようになっている。また、現在は旧体系の精神障害者社会復帰施設が混在しており、平成23年度末までに障害者自立支援法の新体系に移行するように経過措置が設けられている。

職業訓練の実施にあたっては、対象者がこれらの機関を利用している場合、長期的な支援を行っていることから、障害特性や配慮事項に関する助言等が得られるとともに、効果的な職業訓練や就職活動支援等を実施するため、職業訓練期間中から修了後も継続的に連携することが重要となる。

ホ 公共職業安定所（ハローワーク）

職業紹介や職業指導、就職後のフォローアップ等を行う国の機関で、地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）等の支援機関と連携しながら障害者の就労支援を行っている。求職障害者は登録台帳に登録され、その登録は就職後も継続されてフォローアップ等に活用される。精神保健福祉士や臨床心理士等の資格を持った精神障害者就職サポーターを主要な公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に配置し、求職中の精神障害者に対する精神症状に配慮したカウンセリングも実施している。また、障害者雇用に係る雇用保険を財源とした助成金の受付け窓口にもなっている。（資料3，p. 78）

障害者の職業訓練に関しては、受講の斡旋や訓練修了後の就職等に関する支援を行うこととなっており重要な関係機関となる。対象者の斡旋に関しては、自施設の訓練内容や支援が可能な対象者像等について十分に説明しておくことが重要である。また、就職活動を円滑に進めるためには、職業訓練の受講状況や技能の習得状況、雇用上の配慮事

項等について、早期から適宜情報提供を行い、円滑な職場実習先の開拓及び職業紹介が行われることが必要となる。就職が決まった後の職場定着支援、修了後も就職が決まらなかった対象者の就職活動の支援については、支援がとぎれることのないように情報共有等の連携を継続することが大切である。

へ 地域障害者職業センター

障害者の就職支援に関する都道府県の中核的な機関である（資料4, p.79～）。就職に関する相談や職業能力等を把握し、支援内容等を決定するための職業評価²、就職に向けての準備を整えるための職業準備支援、ジョブコーチによる支援のほか、休職中の精神障害者の職場復帰に向けた支援（リワーク支援）等を実施している。また、事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な助言等を実施している。

職業訓練の実施にあたっては、精神障害者の職業上の課題や支援方法に関する助言が得られ、就職支援におけるジョブコーチによる支援等の協力も得られるため、重要な連携機関となる。

訓練開始前、職業準備支援等を実施していた対象者については、地域センターがその障害特性に応じた対応方法等を把握しているため、これらの情報を得ることで効果的な職業訓練の実施に繋がる。また、対象者の訓練進捗状況等の情報を提供し、就職活動やフォローアップの方針、役割分担について協議することで、就職及び職場定着に関する支援が効果的に行えるようになる。

ト 障害者就業・生活支援センター

就職や職場定着にあたって、就業面と生活面の支援を行う機関である。就職に関する相談や就職に向けての準備（作業指導等）、就職活動に関する支援のほか、ジョブコーチによる支援を実施しているところもある。

精神障害者（特に統合失調症の人）は、これらの支援を活用していることも多く、職業訓練における安定した受講や就職活動に関する助言が得られることから、地域センターと同様の連携を行うことで効果的な支援に繋がる。

（3）関係機関との連携方法

イ 支援ネットワークの構築

関係機関との連携を円滑に行うためには、支援ネットワークを構築することが有効である。具体的な方法としては関係機関を参集した連絡会議等を開催し、訓練内容や配慮事項、職業訓練の対象者像、支援に関する具体的な連携方法等について意見交換を行い、情報の共有を図ることで効果的な連携が可能になると思われる。

地域における精神障害者の支援はそれぞれの支援機関の連携により行われており、これらの機関による連絡会議等が開催されていることもあるため、この場合は連絡会議等

² 職業評価：対象者の職業能力や適性等を評価し、必要なサービスを決定すること

に参加することが有効と思われる。

なお、精神障害者の就労支援に係る関係機関との連携等については、地域センターから助言を得ることができる。

ロ 対象者の推薦

支援ネットワークに参加する関係機関に協力を要請することで、自施設の訓練内容や対応可能な配慮事項等を踏まえた対象者の推薦を受けることが可能になり、その後の連携に基づく支援等も円滑に行えると思われる。

まずは協力関係のできた機関から対象者の推薦を受ける形で職業訓練を開始し、支援方法や関係機関との連携方法等のノウハウが構築できた後に、公募による受入れへと移行するといった方法が有効と思われる。

ハ 職業訓練期間中の連携

精神障害者については、訓練環境への適応状況やストレス・疲労の状況等によって配慮事項や支援方法等を見直す必要が生じる場合があるほか、体調不良等で緊急に対応が必要となることも考えられる。また、訓練修了後の就職や職場定着に関しても職業訓練の受講状況等を踏まえた支援方法の検討が必要となる。これらの対応についての関係機関との連携方法を次に示す。

(イ) ケース会議の開催

対象者に関わる支援者等が一堂に会し、訓練状況等の情報を共有するとともに、職業的自立を促進し、支障となる課題、配慮事項等を明らかにする。これにより、効果的な職業訓練等が実施できるとともに、必要に応じて役割分担を行うことで、自施設では対応が困難な支援について協力を得ることができる。

実施時期については、それまでの訓練状況等を踏まえてその後の方針を検討するために一定の時期に行う場合と、対象者の状況に応じて個別に行う場合が考えられる。

(ロ) 問題発生時(緊急時)の連携

体調不良(精神面の不調等)がうかがわれる場合、主治医等と連絡をとり、必要な対策を講じると同時に、家族や支援機関に連絡をして支援体制を整えるといったことが考えられる。その他の問題に関しても、基本的には主治医、支援機関及び家族と連携し、問題解決にあたることが重要である。

2 職業上の課題の把握

効果的な職業訓練を実施するためには、対象者の障害特性や職業上の課題を把握し、適切な対応方法を検討、実施することが重要なポイントとなる。精神障害者の障害特性等は外見から確認しづらいこともあり、把握が難しいことが多いため、これに関しても関係機関等から情報を得る必要がある。

(1) 関係機関からの情報収集

イ 医療機関からの情報収集

医療機関からの情報収集については、主に主治医から行う。情報収集を行う内容は次のとおりである。

(イ) 病名等

病名や発症時期について確認を行う。前述したように、病名によって障害状況が異なるほか、発症後間もない場合には症状の安定や自己の障害受容等に課題がある場合がある。精神障害者の場合、症状の安定には四季を通じ、季節毎の状況にあわせた服薬調整を行う必要があるとされている。

(ロ) 障害の状態

現在の精神状態（具体的な症状と程度）や症状の安定度（安定の程度、安定した時期等）、日常生活能力の程度について確認を行う。

(ハ) 就労に関する事項

基本的な労働習慣の確立の程度及び今後の見込や就労に際しての留意事項（作業の内容、環境、時間等の制限、予想される問題点等）、労働能力の程度（就労可能な具体的な場所、条件等）について確認を行う。

(ニ) 支援体制

家族や精神保健福祉士等の支援者の有無について確認を行う。

(ホ) 各種制度の利用経験の有無

デイケア、精神障害者社会適応訓練事業³、就労支援機関等の利用状況について確認を行う。

障害者就業・生活支援センター（以下「就業・生活支援センター」という。）等の地域の支援機関を一定期間活用していた場合は、安定した受講が可能かどうかの重要

³ 精神障害者社会適応訓練事業：通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えるとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条より）

な判断要素となる。一方、支援機関の利用経験がなかったり、利用期間が短いという人については、次の（へ）について十分に確認を行うことが重要となる。

（へ） その他参考となる意見

症状を崩す誘因となるもの等について確認を行う。

不調時の状況やその対応方法についての確認が重要となる。また、発症以降の再発の状況等、経過について確認することも重要である。

ハローワーク等では、これらの医療機関からの情報収集については、対象者を通じて書面にて実施しているため、障害者の職業能力開発に携わる施設においても、個人情報保護の観点等から同様の方法を取ることで円滑な情報収集に繋がると思われる。

また、必要に応じて対象者の了解を得た上で主治医に問い合わせを行う。医師は診療等で電話に出られない場合も多いことから、日程に余裕がある場合は文書によって問い合わせの方が有効な場合もある。

なお、諸事情によって主治医が交代する等、対象者と関係機関との関係が薄い場合には十分な情報は得られにくい。精神障害者については、支援者として地域の保健師が関わっていることも多く、保健師は医師との情報共有を図っていることから、このような場合の情報収集は保健師から行うことが有効である。

職リハセンターでは、応募申請の際にハローワーク等を通して図2-1により情報収集を行っている。

主治医の意見書

1 氏名等	氏名	● ● ● ●	性別	男 女	生年月日	昭和●●年●●月●●日							
	住所	〒●● ●●●●●●											
2 病名等	精神障害者保健福祉手帳の所持の有無			<input checked="" type="checkbox"/> (2級) ・ 無									
	病名	(該当するものを○で囲む) 統合失調症・ <input checked="" type="checkbox"/> そううつ病(気分障害)・てんかん その他()		既存障害									
3 治療歴	病の発生日月	平成 15 年 2 月頃											
	入院の状況	過去 1 回程度		通算 3ヶ月		年位							
		前回入院期間 平成 15 年 9 月 2 日 ~ 15 年 11 月 30 日											
通院の状況	1ヶ月当たり 2 回程度 (直近について記載)												
4 障害の状態	現在の精神症状 (具体的な症状と程度)		時に抑うつ状態があるが、服薬の遵守によって概ね安定。										
	症状の安定度 (安定の程度、安定した時期等)		最近では6ヶ月以上安定した状態が続いている。										
	日常生活能力の程度 (該当するものを選び、どれか一つを○で囲む)		(1) 社会生活は普通にできる。 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活上困難がある。 (3) 家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助や保護が必要である。 (4) 身のまわりのことはかろうじてできるが、適当な援助や保護が必要である。 (5) 身のまわりのことは全くできない。										
5 就労に関する事項	労働習慣 (規則正しい勤務とその継続、危険への対応等) の確立の程度及び今後の見込み		発症後 4 ~ 5 カ所の事業所で就労した経験があるが、頑張り過ぎる傾向があり半年以上継続できていない。										
	就労に際しての留意事項	作業の内容、環境、時間等の制限、配慮事項その他予想される問題点	なるべく対人接触の少ない業務が望ましい。残業が続いたり不規則な時間帯勤務では調子を崩す可能性がある。										
		必要な通院日数	1ヶ月当たり 2 回程度										
	労働能力の程度	就労の可能性の有無		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無									
就労可能な具体的な就労場所・条件等 (一般企業での通常勤務、短時間勤務、授産施設・小規模作業所での軽作業等)		一般企業での就労が可能と思われるが、できれば1日4~5時間の短時間勤務からスタートすると良い。環境に慣れれば徐々に時間を伸ばしていく可能性はある。											
6 援助体制 (家族、ソーシャルワーカー等)	同居の父母は協力的。他に病院デイケアの精神保健福祉士及びH21年3月から利用中の障害者就業・生活支援センターから支援を受けられる。												
7 各種制度の経験の有無 (デイ・ケア、授産施設・小規模作業所、精神障害者社会適応訓練事業 (通院患者リハビリテーション事業) 等)	<input checked="" type="checkbox"/> <table style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">制度名</td> <td>デイケア</td> </tr> <tr> <td>機関名</td> <td>○○病院精神科</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>料理教室、PC教室、就労支援講座</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>H16年 5 月 ~ H21年 11 月</td> </tr> </table> ・ 無					制度名	デイケア	機関名	○○病院精神科	内容	料理教室、PC教室、就労支援講座	期間	H16年 5 月 ~ H21年 11 月
制度名	デイケア												
機関名	○○病院精神科												
内容	料理教室、PC教室、就労支援講座												
期間	H16年 5 月 ~ H21年 11 月												
8 その他参考となる意見 (症状をくずす誘因となるもの、てんかん発作に対する対策 (発作の起こりやすい時間帯・状況、発作の始まり方等) 等)	上記デイケアは、就職していた期間を除いて週2回程度利用。 今まではフルタイム・一般での就労希望が強く障害非開示で就職活動をした。しかし、残業が続いたことや対人関係に過敏であることから心身の疲労感が募り、3~6ヶ月程度で離職となっている。 H21年3月からは地域の障害者就業・生活支援センターの利用を開始、今後は障害開示で就職活動を行う気持ちになっている。												

以上のとおり意見を述べる。

障害者職業センター所長 殿

平成 21年 11月 12日

病院又は診療所の名称 〇〇病院
 所在地 〇〇市〇〇町1-2-3
 電話: 00-0000-0000

診療担当科名 精神科
 医師氏名 〇〇 〇〇

図 2 - 1 主治医の意見書記入例

ロ 就労支援機関等からの情報収集

日常的に対象者と関わっている支援者から情報を得ることは、症状の安定や基本的な労働習慣の確立等について客観的な状況確認が行えるとともに、その後の職業訓練や就労支援における連携、協力体制を構築する上でも大いに役立つ。

よって、支援機関名や担当者の氏名、連絡先等について確認を行うとともに、以下の情報収集を行うことが重要である。

(イ) 支援機関の利用状況

当該支援機関及びそれ以前に関わりのある機関名、支援内容、利用期間及び利用頻度等について確認を行う。

(ロ) 現在の状況

就労中、施設利用中、在宅といった活動状況や、症状、安定度、苦手な場面といった精神面の状況及び不眠、治療中断、怠薬、疲労感、感情コントロール、うつ状態、生活リズムの乱れといった生活上の配慮事項について確認を行う。

一定期間にわたって支援機関を利用している場合には、不調時のサインや対応方法等、職業訓練を実施する際に有効な情報を得ることができる。

(ハ) 地域の支援の状況

職業訓練の受講中や修了後に当該支援機関によりどのような支援が受けられるか、その他地域で関与が期待される主な支援者や支援機関について確認する。

支援機関との繋がりのない対象者に対しては、今後の支援に係る連携に向けて極力支援機関との繋がりを持ってもらうことが望ましいが、どのように勧めるかは対象者や家族の考え方等もあるため配慮を要する。このような状況においても、前述した保健師等との連携が極めて重要である。

なお、職リハセンターでは、入校申請書類の1つとして社会生活状況確認票（図2-2）を対象者から提出してもらうことで情報収集を行っている。社会生活状況確認票の記載内容について確認等が必要な場合や入校後に連携が必要となる場合は、対象者の了解を得た上で関係機関に連絡をとっている。

ハ 家族からの情報収集

対象者の最も身近な支援者は家族であり、対象者の日常の状況を最も把握していることが期待できる。また、それら家族の考え方等が、対象者の障害の捉え方や就職に関する考え方等に大きな影響を与える場合もあるため、家族からの情報収集は重要である。家族が対象者に過大な期待をしている場合等は、対象者が非常に高い目標を掲げ、精神的な負担が大きくなり、職業訓練が継続できなくなるといったことも考えられる。そのため、家族から情報収集を行う際は、対象者の状況確認に留まらず、家族が対象者の障害についてどのように認識し、支援に協力的な姿勢を有しているか把握しておくことが重要である。

職業訓練受講前に対象者と相談する際には、家族にも同行してもらい、以下の内容を確認しておくことが望ましい。

(イ) 非常時の連絡方法

体調の変化や緊急の事態があった場合の連絡方法及び対処法について確認する。

(ロ) 家庭における日常の行動

デイケア等支援機関の利用状況や、家で過ごす時間が多い場合は、どの程度安定した生活ができているかを確認する。

(ハ) 通院服薬状況

通院の状況、医師からの指示をどの程度実行できているか、服薬忘れがないかなど、対象者との面談から得た情報に違いがないかなどを確認する。

(ニ) 家族の障害理解及び協力体制

家族が対象者の障害をどのように捉え、普段どのように働きかけているか、家族の中でのキーパーソンは誰か等を確認する。また、生活面での支援等に係る協力体制も確認する。

二 対象者からの情報収集

職業訓練受講前の面接等の際に確認すべき重要な情報と確認時の留意点を以下に示す。

(イ) 自己の障害や就職に向けての課題についての認識

自己の障害や課題の認識が現実と大きく乖離していると、職業訓練において支援者が提案する支援内容を受入れられない場合がある。

(ロ) 職業訓練の受講を希望した理由

職業訓練を希望した理由が、家族や支援機関から勧められただけのものであるか、情報提供を受けたにせよ対象者が職業訓練の内容について調べた上で応募する等、自

ら希望したものであるかを確認する。これにより、職業訓練に取り組む姿勢が異なることが多い。

(ハ) 職業訓練における支援への期待

職業訓練に対して過大な期待を抱いていると、その後の職業訓練が円滑に行えなくなる場合がある。

(ニ) 就職に関する希望

希望する雇用形態や就業時間等が現実離れしていたり、障害を開示する意思が無い場合等においては、就職活動や就職後の職場定着に関する支援が円滑に行えなくなる場合がある。

(ホ) 支援機関の利用状況等

現在利用中の支援機関や支援内容、支援の必要性の認識、また、支援機関の利用が無い場合については今後利用する意思について確認する。

(ヘ) 面接等の場面観察

職業訓練に対する意欲や精神面での安定度を把握するため、面接等を実施する際はその応答だけでなく、身だしなみや表情、動作、言葉遣い等について観察することが重要である。

(2) 作業体験等における状況確認

安定した職業訓練受講の継続可能性、職業適性及び職業訓練受講後の就職可能性を確認するために、職業訓練開始前に作業体験等を実施することが有効である。福祉機関等を利用している人であっても、就職を目的とした職業訓練では身体面、精神面での負担のかかり方が異なるため、作業体験を実施することにより、対象者自身が職業訓練を継続できるか等を確認する機会にもなる。

また、実際の訓練場面での体験を通して、対象者が職業訓練や自己の職業適性に対する理解を深める機会にもなると思われる。

作業体験等の内容の例を以下に示す。

イ 学力検査・職業適性検査

職業訓練において知識や技能を習得するための基礎学力や職業適性について確認する。

ロ 作業体験

対象者が希望する職業訓練職種に関する作業の体験を通して、身体機能、作業指向性、作業遂行能力、作業態度、障害による作業への制約等について確認する。また、実際の訓練場面での作業を通して、自己の希望する訓練内容等のイメージと差異がないか確認

してもらおう。

疲労度や持続力、他者との関わり方等を把握する上でも、作業体験等を数日間設定することは有効である。障害特性上、職業訓練の全ての期間及び時間に出席できない場合もあるが、その際にどのように対応できるかが把握できる。自らの疲労度を理解して事前に休憩を申し出ることができるか、大きく調子を崩すことなく職業訓練を継続できるか等について確認することが可能であり、それらの情報は、職業訓練を実施する際に訓練時間等の配慮や、就職活動の際に労働条件を考える上での重要な情報となる。また、作業体験等の期間中、途中で辞退を申し出る場合がある。本人は強い意思を持っているが、作業体験において、集団行動、多人数の環境、他者とのコミュニケーションを求められることに対し、作業そのものの負荷に加え、対人ストレスがかかることが要因となる場合が多い。このため途中で辞退を申し出た場合であっても、プラスの視点で状況を確認し、訓練カリキュラムや環境に対する配慮により作業体験を継続できるようであれば、所要の配慮を加えることで職業訓練の受講が継続できると期待される。

3 支援計画の作成

これまで述べてきた情報収集等の結果をとりまとめ、これを基に職務遂行及び職業環境への適応に関する留意事項等について職員間で検討・整理し、情報の共有化を図る。その上で支援方針や職業訓練の内容、対象者が努力すべき事項等を取りまとめた支援計画を作成し、対象者に分かりやすく説明し、同意を得た上で職業訓練を開始することが望ましい。支援方針等について支援者と対象者が共通の認識を持つことで、その後の職業訓練等を円滑に進めることができる。

なお、職業訓練開始前にオリエンテーションを実施し、対象者や家族、支援機関の担当者等により、職業訓練での目標や支援が必要な内容及び支援の役割分担等の確認を行うことも円滑な職業訓練を実施するためには重要である。

職リハセンターでは支援計画を「職業リハビリテーション計画」とし、図2-3によりこれらの対応を行っている。

職業リハビリテーション計画書

平成●●年●●月●●日 作成

ケース番号	2009-●●●	氏名	●●●●
[基本方針]			
メディアビジネス科DTPビジネスコースで知識・技能を習得し、それを活かして就労を目指します。			
[センターでの訓練]			
職業訓練	メディアビジネス科 DTPビジネスコース		
[職業計画の概要]			
メディアビジネス科DTPビジネスコースで習得した知識・技能を活かして、就労を目指します。これまでに獲得したストレス・疲労の管理と作業時の補完行動及び補完手段を本訓練においても引き続き活用することで安定した訓練受講と技能習得を目指します。			
[本人の努力すべき事項等]			
<ul style="list-style-type: none"> ・作業の区切りの(30～40分おき)休憩が効果的であるため、当面はこのリズムを維持すること。 ・作業上の手順の効率化や気づきなど言語化すると効果的であるため、メモ帳の活用を続けること。 ・作業遂行時のミスは望ましくなく、ストレスにも直結しやすいため、正確さを重視し遂行すること。 ・気持ちの整理のための相談は自発的に出来ているので、引き続き継続すること。 ・パソコンの技能向上を自分のペースで確実に習得すること。 ・疲労が高まると音に対して過敏になるが、就業場面を想定し、現実的な対策を検討すること。 			
【職リハセンターでの配慮事項等】			
<ul style="list-style-type: none"> ・訓練開始時間をしばらく9時30分(通常は8時50分)からとした訓練カリキュラムを設定します。 ・相談等を通じて疲労の状況を確認しながら、訓練時間中の休憩時間を設定します。 ・その日の体調や睡眠、服薬などの状況を一緒に確認し、安定した職業訓練が継続できるよう支援します。 ・職場で必要となるルールやマナー等が身につくよう、社会生活支援を行います。 ・履歴書の書き方や面接の受け方等について支援を行います。 <p>(就職活動の進め方については、訓練の状況を踏まえて訓練中盤に改めて相談します。)</p>			
[医学上その他の留意事項]			
・定期的な通院と服薬が必要です。			
[本人確認]			
署名			
[備考]			
担 当	評価課	訓練部	指導課
	安部	山田	

図 2 - 3 職業リハビリテーション計画書記入例